平成２１年（フ）第８３０号
岡山市北区野田屋町２丁目４番６号
債務者　瀧川　　清
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８３７号
岡山市中区新京橋３丁目13番５号
債務者　河口みどり
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８４９号
岡山市北区京町４―16　アルファ京町406、住民票上の住所岡山市南区豊浜町７番42号
債務者　小澤　　一（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３３３号
東京都多摩市関戸４丁目14番地の２大川荘Ａ３号室
債務者　佐藤　智紀
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月28日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３１８３号
横浜市港南区港南台６丁目23番29号
債務者　藤澤　容子（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３７号
秋田県仙北市角館町雲然碇269番地１
債務者　石郷岡敏行（旧姓作山）
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後４時
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第１３１号
栃木県大田原市練貫272番地１、前住所栃木県那須塩原市太夫塚４丁目219番地160
債務者　川島理恵子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第５８８号
静岡県磐田市掛塚3035番地11　コーポミナト201、前住所静岡県磐田市豊島1453番地　レオパレスレジデンス磐田201
債務者　宮崎雄治こと　ミヤザキ　ユウジ
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６０６号
静岡県浜松市中区佐鳴台３丁目１番401号
県営佐鳴湖団地
債務者　齋藤　芳郎
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５９８号
岡山市中区兼基251番地２
債務者　上田　泰司
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６９４号
岡山市南区海岸通２丁目１番８―２号
債務者　西川　清美
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９１０号
岡山市中区国府市場426番地４
債務者　二宮奈津代
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９１５号
岡山市東区西大寺射越365番地39
債務者　近藤壽美子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８０号
熊本県球磨郡錦町大字木上西2257番地10
債務者　追鳥　絵美
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第８２号
熊本県球磨郡相良村大字川辺5433番地６
債務者　田代　　瞳
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第４２号
新潟県佐渡市上新穂617番地６
債務者　土屋　　晃
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月３日午後１時30分
新潟地方裁判所佐渡支部